

基山町議会
議長 重松一徳様

総務文教常任委員会
委員長 天本 勉

所管事務調査報告書

本委員会は、所管事務の調査を終了したので、その結果を報告します。

記

1. 調査事項及び調査期日

(1) 町税について 令和6年1月29日(月)

2. 調査結果

基山町税である住民税、固定資産税、その他諸税(軽自動車税・たばこ税・入湯税)の概要及び滞納の状況についての説明を受けた。

固定資産税の課税において、過去に課税ミスが発生している。その対策についてどう対応しているのか質したところ、入力誤りなど人為的ミスが生じないように、複数の職員により二重チェックを行っている。また税制改正に対応できるよう研修会などに参加し、職員の能力向上に努めているとの説明を受けた。

定住促進施策により新規住宅が増加しているが、人員を含め業務に支障がないのか質したところ、新築住宅の建設や増改築の増加により、家屋調査・評価業務が増えてきているので業務量は増えているとの説明を受けた。

当委員会としては、住宅物件が増加している状況で、職員の業務量が増えているのは想定できる。課税ミスが起きないように、業務のチェック体制の見直しや内部協議を十分に行い、住宅の家屋調査などについては、外部への業務委託を含め検討するよう提案した。

次に、町税の滞納状況について質したところ、徴収率は令和3年度実績で現年課税分99.6%、滞納繰越分55.5%、合計で98.7%と県内では5番目であるとの説明を受けた。

滞納整理のマニュアルはあるのかと質したところ、マニュアルに沿って督促状を送付し、応じない場合は電話や訪問と併せて財産調査を実施し、納税相談や納付がない場合、預金や給与、不動産等の差押えを行っているとの説明を受けた。

滞納者が低所得である場合、どのように対応しているのかと質したところ、生活に困窮しているようであれば、分納の相談に応じている。また、関係課へつなぎ、福祉部門への相談やサポート支援団体の紹介などの対応をしているとの説明を受けた。

当委員会としては、納税は国民の義務であり公平性が保たれなければならないため、税収を管理する部署としては滞納者に対しては厳しい対応が必要である。しかし、財産もなく生活に困窮していると確認されたときは、庁舎内の関連部署の連絡を密にとり、生活再建に向けて対処するよう提案した。